

地方独立行政法人法の一部改正について

(平成29年6月9日改正 平成30年4月1日施行)

1 地方独立行政法人法改正の主な目的

○ 地方独立行政法人における適正な業務の確保

2 地方独立行政法人法改正の経緯と概要

H26年 国の独立行政法人制度改革【独立行政法人通則法改正】

- (1) 業務の特性を踏まえた法人の分類
- (2) PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築
- (3) 法人内外から業務運営を改善する仕組みの導入



平成29年 地方独立行政法人法改正

区分		改正の概要
①	PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築	法人の業務実績評価の主体を評価委員会から設立団体の長に変更
		評価委員会の役割を整理
		設立団体の長は、評価結果に基づき、法人に対して業務運営の改善等を命ずることができる
		法人は、評価結果を業務の改善に反映させる
②	法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入	目標の具体化、業務実績評価の実施時期等の見直し
		法人の業務方法書において、内部統制体制について明確化する
		監事・会計監査人の権限や義務を明確化する
		役員等の任期を変更
		役員職務忠実事務・任務懈怠に対する賠償責任を規定
		一般地方独立行政法人の役職員の再就職等規制を導入
		役職員の報酬・給与等の基準の考慮事項を追加
役員等の公募・推薦等について規定		
		著しく不適切な法人運営に対する是正措置を規定